**◎被災住宅用地の特例（地方税法附則第５６条第１項・２項）**

**１．内容**

　　東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成２３年度分の固定資産税について地方税法第３４９条の３の２(住宅用地に対する課税標準の特例)の規定の適用をうけたもの（以下「被災住宅用地」といいます。）のうち、平成２４年度から令和８年度までの各年度に係る賦課期日(１月１日)において住宅用地として使用することができないと市町村長が認める場合に限り当該土地を住宅用地とみなして固定資産税の課税標準の特例を適用いたします。

**住宅用地に対する課税標準の特例**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 固定資産税 | 都市計画税 |
| 小規模住宅用地(200㎡以下) | 評価額の1/6 | 評価額の1/3 |
| 一般住宅用地（小規模住宅用地以外の住宅用地） | 評価額の1/3 | 評価額の2/3 |

**２．特例対象者**

1. 平成２３年度に係る賦課期日(平成２３年１月１日)における被災住宅用地の所有者(共有者を含む)
2. 平成２３年１月２日から同年３月１０日までの間に被災住宅用地の全部又は一部を取得した者
3. （１）（２）の者が個人である場合、平成２３年３月１１日以後にその者についての相続によりその者が所有していた被災住宅用地の全部又は一部を取得した者
4. （１）（２）の者が個人である場合、平成２３年３月１１日以後にその者から被災住宅用地の全部又は一部を取得した三親等の親族((３)を除く)
5. （１）（２）の者が法人である場合、平成２３年３月１１日以後に当該法人をその当事者とする合併または分割により当該法人が所有していた被災住宅用地の全部又は一部を取得した法人

**３．添付書類**

　　（１）被災住宅が東日本大震災により滅失又は損壊した旨を証する書類⇒り災証明

（２）相続人等に該当する旨を証する書類（上記２（３）（４）の場合）⇒戸籍謄本

　　（３）合併法人又は分割承継法人を確認する書類（上記２（５）の場合）

　　　　　⇒法人の登記事項証明書

　　（４）共有名義である場合、共有持分を証する書類⇒不動産登記簿謄本

　　　＊必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合もあります。

**４．問い合わせ先**

　　　市川市役所　固定資産税課　土地担当

　　　０４７－７１２－８６６８